

令和 6 年度事業報告

◎ 当年度の重点目標を、

1. 国保関連制度の改善対策
2. 診療報酬（国保・後期高齢者医療）審査支払業務の推進
3. 国保共同処理業務の推進
4. 各業務処理システムの管理・運用
5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進
6. 保健、医療、福祉対策の推進
7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進
8. 医師確保対策事業の推進
9. 介護保険関連業務の推進
10. 障害者総合支援給付関連業務の推進
11. 介護保険業務ネットワークを利用した情報経由業務の推進
12. 出産育児一時金等の請求支払業務の推進
13. 国の保健医療対策への協力

の13点とし、それぞれの事業を実施しました。

1. 国保関連制度の改善対策

医療保険制度の一本化の早期実現や介護保険制度の長期安定化を図るための財政支援などを強く求めている、国保中央会の運動に積極的に参画しました。

都道府県を財政運営の責任主体とした現行国保制度を将来にわたって持続可能なものとするためには、平成30年度の制度改革時に国が確約した毎年3,400億円の公費投入が不可欠であることから、国保関係者が一丸となった要望活動の効果もあって、令和7年度分は前年度同様72億円上乗せの3,472億円を確保することができました。

このうち、保険者の財政的インセンティブである国保保険者努力支援制度については、前年度同額の1,380億円（取組評価分1,000億円、事業費分・事業費連動分380億円）が措置されました。

なお、国保財政運営を都道府県単位化した趣旨の深化を図るため、取組評価分の配分が都道府県分600億円（前年度500億円）、市町村分400億円（同500億

円)に見直されることとなりました。

一方、介護保険のインセンティブ制度である保険者努力支援交付金は200億円、保険者機能強化推進交付金については101億円（前年度100億円）確保されました。

また、国保制度の根幹を支える国保総合システムについては、政府の「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に基づき更改方針の大きな転換を余儀なくされ、その第一段階である社会保険診療報酬支払基金との受付領域の共同利用化に合わせて行ったクラウド化により、保守・運用経費が従来よりも高額になったことから、第二段階として行う審査領域の共同開発・共同利用化と並行してシステムの最適化を図ることとしており、令和6年度補正予算に令和7年度分の開発財源として32億円が措置されましたが、保険者に追加の負担が生じることのないよう、更なる財政支援を働きかけていかなければなりません。

このような中、本県では、国保事業運営の統一的指針である「青森県国保運営方針」に基づき、県と市町村が一体となって保険者事務を実施するとともに、「保険料水準の完全統一」を令和12年度賦課分からとする目標を掲げ、県主導のもと市町村国保事務の標準化等に向けた検討が進められているところですが、被保険者や保険者が混乱することなく実現されるよう、保険料（税）激変緩和措置等を講じることや、県の更なるリーダーシップの発揮を求める要望活動を令和6年8月に高樋理事長を先頭に宮下県知事に対して実施しました。

2. 診療報酬（国保・後期高齢者医療）審査支払業務の推進

国保診療報酬審査委員会、柔道整復療養費審査委員会並びに、はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧師（あはき）療養費審査委員会と連携した審査事務共助（縦覧・横覧・突合点検等）の更なる高度化・効率化を図り、診療報酬や各療養費の適正な審査に努めました。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく審査結果の不合理的な差異の解消並びに、社会保険診療報酬支払基金と国保中央会・国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向け取り組みました。

併せて、診療報酬改定並びに令和6年7月請求（6月診療）分より開始された訪問看護レセプトの電子化についても適確に対応しました。

3. 国保共同処理業務の推進

市町村国保事務の広域化・標準化・効率化に資するため、国保総合システムを

活用した各種共同事業の推進を図り、国保保険者努力支援制度の評価指標である保険料（税）収納率の向上策をはじめ、第三者行為求償事務やジェネリック医薬品の普及・促進業務など医療費適正化対策事業を支援しました。

また、オンライン資格確認に係る国保情報集約システムを介した医療保険者等向け中間サーバーへの加入者情報連携業務や高額療養費支給に係る計算処理業務については、市町村と連携し円滑な運営に努めるとともに、市町村事務処理標準システムの導入支援に積極的に取り組みました。

さらに、国保健康保険料（税）水準の統一関係では、県に設置されたワーキンググループに参画し、保険者事務の標準化に向けた課題について協議しました。

4. 各業務処理システムの管理・運用

診療報酬等の請求支払業務及び国保共同処理業務等を行う各業務処理システムの円滑な運用に努めるとともに、各報酬改定（医療・介護・障害）に伴うシステム改修にも適確に対応しました。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく令和6年4月からの支払基金との受付領域の共同利用化に伴い、新たにレセプトオンライン請求システムとの連携が必要となった「レセプト受付システム」の運用にも適切に対応しました。

5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進

後期高齢者医療広域連合からの受託業務である電算処理システムの運用支援、レセプト二次点検業務及び第三者行為求償事務などを適確に実施し、同広域連合が実施する医療費適正化事業を支援するとともに、健康づくり事業に活用するためのデータを提供しました。

また、国の意向により先送りされていた電算処理システムの更改については、令和7年2月にクラウドリフト方式により完了しました。

6. 保健、医療、福祉対策の推進

市町村等のデータヘルス事業を支援するため本会に設置している「保健事業支援・評価委員会」については、国保ヘルスアップ事業実施保険者等を対象とした対面支援を個別に実施するとともに、全保険者支援として保健事業の企画・実施・評価に関する方策を考える研修会を開催しました。

また、令和6年度から本県の全市町村が取組を開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、後期高齢者医療広域連合及び県と連携し県

内の取組状況や支援内容の情報共有に努めるとともに、「一体的実施・KDB活用支援ツール及び実践支援ツール」の活用方法を周知するなど、効果的・効率的に事業が展開されるよう支援しました。

併せて、本会に事務局を置く「青森県在宅保健師の会」並びに「青森県保健協力員会等連絡協議会」と連携し、地域に根ざした保健活動の支援に努めるとともに、県と一体となって各種健康づくり事業を積極的に推進しました。

一方、県内医療保険者で組織する「青森県保険者協議会」については県との共同事務局のもと、「青森県医療費適正化計画」の第3期の実績評価や第4期の進捗状況について協議・情報共有したほか、医療計画部会においては国の方針に基づき「重点医師偏在対策支援区域」の選定について検討した結果、県内全ての2次保健医療圏を対象とする案に同意しました。

7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進

保険者からの受託業務である特定健診等のデータ管理業務、費用決済処理業務及び法定報告業務などを適確に処理しました。

また、本県の市町村国保における令和5年度分の特定健診実施率は37.8%と前年度に比べ1ポイント上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻りきっていないことから、市町村が必要枚数を印刷できるように本会ホームページへポスターを掲載するとともに、医療費通知を活用した受診勧奨を継続するなど広報に努めました。

さらに、国保データベース（KDB）システムデータの活用方法に関する特集記事を機関誌「あおもりの国保」に連載し、未受診者対策の推進に向けた情報提供に努めました。

8. 医師確保対策事業の推進

県内自治体病院・診療所における慢性的な医師不足解消策の一環として、県と市町村が一体となって推進している医師修学資金支援事業については、事業開始以来20年間で561名（うち令和6年度新規分46名）の修学生に貸与しており、この事業を受けて県内で勤務（臨床研修含む）している医師は172名（令和7年1月1日時点）となっていますが、依然として町村部を中心に医師不足が続いています。

このような状況から、卒業後に県内の自治体病院・診療所で勤務する医師を一人でも多く育成するため、当該事業の募集定員34名（一般枠29名、特別枠5名）

を令和6年度より弘前大学医学部医学科地域枠定員相当の62名（一般枠57名、特別枠5名）に拡充しました。

9. 介護保険関連業務の推進

介護給付費等の審査支払業務並びに介護サービス苦情処理業務の円滑な運営に努めるとともに、介護報酬改定にも適確に対応しました。

また、市町村が積極的な取組を求められている「介護給付適正化事業」への支援については、県と連携し、縦覧点検、医療情報との突合点検、介護給付費通知作成等業務及び分析情報の提供などを適確に実施し、市町村事務の負担軽減を図りました。

併せて、市町村介護保険事務担当者を対象とした研修については、初任者向けのカリキュラムをはじめ、それぞれの課題に特化した個別フォローアップ研修を実施するなど市町村支援に努めました。

10. 障害者総合支援給付関連業務の推進

障害福祉サービス費等の審査支払業務については、県並びに市町村と連携し運営するとともに、障害福祉サービス費等報酬改定にも適確に対応しました。

また、障害福祉データベース情報連携業務についても、県、市町村及び国保中央会と連携し順調に運営しました。

併せて、市町村事務担当者を対象とした研修会を開催し、業務の円滑な推進に向けて支援しました。

11. 介護保険業務ネットワークを利用した情報経由業務の推進

「保険料の特別徴収に関する情報」や「非課税年金情報」及び「年金生活者支援給付金に関する情報」については、市町村と年金保険者間の経由機関として授受業務を適確に処理しました。

併せて、厚生労働省からの受託事務である「要介護認定情報経由業務」についても、市町村から提出されたデータを滞りなく処理しました。

12. 出産育児一時金等の請求支払業務の推進

出産育児一時金等の請求支払業務については、市町村と連携し順調に運営しました。

13. 国の保健医療対策への協力

令和元年度から実施した「風しんの追加的対策に係る抗体検査・予防接種費用の請求支払業務」及び令和3年度から実施した「新型コロナウイルスワクチン接種に係る住所地外実施分の請求支払業務」については、市町村及び関係機関との連携により順調に運営し、令和6年度をもって業務を終了しました。

また、令和7年4月から可能となる都道府県を跨いだ地方単独医療費助成事業の現物給付化については、国保中央会と連携し、国保総合システムにおいて請求支払処理が実施できるようシステム改修を行いました。